定期券関連規則　目次

1. 総則
第１条　変更

2. 定期券の発売駅
第２条　定期券の発売駅

3. 券売機による定期券の発売
第３条　券売機で発売する定期券の種類
第４条　定期券の発売日
第５条　発売条件
第６条　発売区間および発売期間
第７条　上限額

4. クレジットカードによる定期券の発売
第８条　取扱いカードの種類
第９条　取扱箇所
第10条　定期券面への表示
第11条　払戻し時の返金方法

5. 削除
第12条　削除
第13条　削除
第14条　削除
第15条　削除
第16条　削除
第17条　削除
第18条　削除

6. インターネットでの新規定期券の予約扱い
第19条　概要
第20条　予約方法
第21条　予約受付期間
第22条　通学定期券の予約確認
第23条　購入期間
第24条　購入場所
第25条　運賃の支払い

7. 定期券の払戻駅

第26条　定期券の払戻駅

8. 券売機による定期券の払戻し

第27条　券売機で払戻しする定期券の種類

第28条　払戻条件

9. 削除

第29条　削除

第30条　削除

10. 通学定期券の発売対象となる学生等

第31条　発売対象となる学校等

第32条　発売対象となる学生等

11. 削除

第33条　削除

第34条　削除

定期券関連規則

2025.4.1　現在

定期券に関連する取扱いは、旅客営業規則(以下、「営業規則」という)に定めるほか、次のとおり取り扱う。

1．総則

【変更】

第１条　当社が定める規則は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合は、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとする。

２　前項によるこの規則の変更に際しては、変更後の内容と適用開始日を、駅、インターネットその他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとする。

２．定期券の発売駅

【定期券の発売駅】
第２条　定期券は当社が定めた駅において発売する。

３．券売機による定期券の発売

【券売機で発売する定期券の種類】

第３条　券売機で発売する定期券の種類は、次の各号のとおり。

（1）　通勤定期券(PiTaPa・ICOCA)

(2)　通学定期券(PiTaPa・ICOCA)

（注）　新規媒体での小児 ICOCA 定期券を除く。

【定期券の発売日】

第４条　定期券の発売日は、次の各号のとおりとする。

（1）　新規定期券は、通用開始日の 14 日前から

(2)　継続定期券は、通用開始日の 14 日前から

（注）　新駅が開業する等、新たな区間等の定期券を発売する場合は、この限りではない。

【発売条件】

第５条　券売機で定期券を発売する場合の取扱いは、次の各号のとおりとする。

⑴　旅客が新規に定期券を購入する場合、または所持している定期券と異なる種類・通用区間の定期券を購入する場合

第 19 条から第 25 条に規定するインターネットでの予約により新規定期券を発売する。

⑵　旅客が使用中の定期券を所持し、同じ種類・通用区間の定期券を購入する場合

使用中の定期券を原券として、原券の通用終了日翌日が通用開始日の継続定期券を発売する。継続定期券は、通用開始日の 14 日前から発売する。

⑶　旅客が使用済みの定期券を所持し、同じ種類・通用区間の定期券を購入する場合

使用済みの定期券を原券として、通用開始日を選択した新規定期券を発売する。新規定期券は、通用開始日の 14 日前から発売する。

⑴注）　使用中の定期券を原券とした新規定期券の発売はできない。

２　通学定期券を、前項に規定する定期券発売の原券として使用する場合の取扱いは、次の各号のとおりとする。

⑴　定期券に卒業予定年度が記録されている場合

当該卒業予定年度末まで原券として使用できる。ただし、新たに購入する通学定期券の通用終了日は、卒業予定年度学年の終期以降１か月をこえないものとする。

⑵　定期券に卒業予定年度が記録されていない場合

当該通学定期券の通用開始日が属する年度末まで原券として使用できる。ただし、新たに購入する通学定期券の通用終了日は、学年の終期以降１か月をこえないものとする。

⑵注）　年度とは、４月１日に始まり翌年３月 31 日に終わるものとする。また、「学年の終期」とは、学年の終わる月の末日をいう。

３　第３条から第７条に規定する券売機による定期券の発売は、営業規則第 20 条第１項、第 21 条第１項、ICOCA 乗車券取扱規則第 20 条第３項の規定にかかわらず、第 19 条から第 25 条に規定するインターネットでの新規定期券の予約、もしくは原券の提出をもって、通勤定期券購入書または通学定期券購入書を提出したものとみなして取り扱う。

【通用区間および通用期間】

第６条　通用区間および通用期間については、次の各号のとおりとする。

⑴　通用区間

当社線ならびに連絡運輸等関連規則に定める連絡運輸範囲内とする。ただし、旧の定期券利用の場合は、旧の定期券と同一区間とする。

⑵　通用期間

１か月、３か月、６か月

【上限額】

第７条　現金での購入は上限２０万円とする。ただし、クレジットカードによる決済の場合は、カード発行元の定めるところによる。

(注)　ポストペイ式 IC 証票を媒体とする IC 定期券(以下、「PiTaPa 定期券」という)は、20 万円を限度として、当該 IC 証票によるポストペイ決済も可能

4. クレジットカードによる定期券の発売

【取扱いカードの種類】

第８条　当社が取り扱うクレジットカードの種類は、次のとおりとする。

JCB、VISA、MasterCard、AMERICAN EXPRESS、DinersClub(一部のカードを除く)

【取扱箇所】

第９条　クレジットカードによる定期券発売は、定期券発売所および券売機で取り扱う。

(注)　券売機での取扱いは、初発～23：30 の間とする。

【定期券面への表示】

第 10 条　クレジットカードにより発売する定期券面には、下記のとおり表示するものとし、その様式は当社が定める。

(1)　JCB、AMERICAN EXPRESS、DinersClub…「クレジットＪ」

(2)　VISA、MasterCard…「クレジットＶ」

【払戻し時の返金方法】

第 11 条　クレジットカードにより発売した定期券の払戻し金は、購入時に使用されたクレジットカードの口座へ返金する。この場合、購入時に使用されたクレジットカードを呈示する。

5. 削除

第 12 条　削除

第 13 条　削除

第 14 条　削除

第 15 条　削除

第 16 条　削除

第 17 条　削除

第 18 条　削除

6. インターネットでの新規定期券の予約扱い

【概要】

第19条　新規通勤定期券・新規通学定期券をインターネットで申し込まれた場合に、券売機で発売する。ただし、通学定期券については、当社が予約内容と必要書類を確認(以下、「予約確認」という)したうえで、その内容を承認した場合に限り、発売するものとする。

2　前項に規定する必要書類は、営業規則第21条第1項第1号に規定する。

【予約方法】

第20条　当社ホームページより予約を受け付ける。

【予約受付期間】

第21条　通用開始日の14日前から通用開始日当日までとする。

【通学定期券の予約確認】

第22条　通学定期券の予約確認は次の各号のとおり取り扱う。

(1)　インターネットでの予約確認

予約時に写真添付した必要書類によって予約確認を行い、電子メールによって確認結果を通知する。この場合、必要書類の提出は省略する。

(2)　駅での予約確認

必要書類を駅で提出する場合は、当社駅係員が予約確認を行う。

【購入期間】

第23条　通用開始日の14日前から通用開始日の14日後までとする。

【購入場所】

第24条　各駅に設置している券売機で購入するものとし、旅客は、購入する際、予約受付時に発行する「予約番号」と「予約確認番号」を入力する。

【運賃の支払い】

第25条　定期運賃は、券売機での購入時に支払う。

7．定期券の払戻駅

【定期券の払戻駅】

第26条　定期券は当社が定めた駅において払戻しする。

8. 券売機による定期券の払戻し

【券売機で払戻しする定期券の種類】

第27条　券売機で払戻しする定期券の種類は、次の各号のとおり。

(1)　通勤定期券(磁気・PiTaPa・ICOCA)

(2)　通学定期券(磁気・PiTaPa・ICOCA)

※　ICOCA 定期券は定期券機能のみ不要となった場合の払戻しのみ

2　前項の規定は、次の各号に該当するものを除く。

(1)　能勢電鉄の単独定期券

(2)　身体障害者割引定期券・知的障害者割引定期券・精神障害者割引定期券

【払戻条件】

第28条　前条の規定は、営業規則第 104 条、第 106 条、第 107 条のいずれかを準用できる場合で、かつ、クレジット決済またはポストペイ決済により当社で購入された定期券に限る。ただし、ポストペイ決済で購入された IC 定期券を磁気定期券に発行替したもの、および再交付した定期券(※)は除く。

(※)　定期券の再交付は、定期券を特別乗車証に移行した等により、通常の再発行ができない場合に行われる。

2　第 27 条と本条に規定する券売機による定期券の払戻しは、営業規則第 104 条第 2 項、IC 定期券取扱規則第 14 条第 2 項、ICOCA 乗車券取扱規則第 28 条第 1 項の規定にかかわらず、払戻しを行う定期券の券売機への投入をもって「再発行・発行替・払戻請求書」を提出したものとみなし、当該定期券の発売の事実を当社の情報システムで確認するとともに、定期券の購入で使用したクレジットカードの券売機への投入と暗証番号入力、または定期券の購入で使用したポストペイ式 IC 証票(払戻しを行う PiTaPa 定期券)の券売機への投入と生年月日入力のいずれかによって、記名人本人であることを証明するものとして取り扱う。

3　払戻金は、当該クレジットカードまたはポストペイ式 IC 証票で使用する金融機関口座に返金する。

9. 削除

第29条　削除

第30条　削除

10．通学定期券の発売対象となる学生等

【発売対象となる学校等】

第31条　発売対象となる学校等については、次の各号のとおりとする。

⑴　規則

学校指定取扱関連規則第３条第１項に定める指定学校

⑵　取扱い

ア　学校指定取扱関連規則第３条第１項第１号に規定する学校教育法第１条に定める学校(以下「1 条校」という)とそれ以外の学校は、学校名に幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校という１条校固有の名称を用いているか否かにより区別する。

イ　短期大学、大学院は学校教育法上の大学に含まれるので、学校名に短期大学、大学院という名称を用いている学校は１条校とする。

ウ　１条校に類似した名称を用いている場合であっても、１条校固有の名称を用いていない学校は１条校として取り扱わない。((例)〇〇大学校)

【発売対象となる学生等】

第32条　発売対象となる学生等については、次のとおりとする。

⑴　規則

学校指定取扱関連規則第３条第２項に定める学生・生徒・児童または幼児(以下「学生等」という)

⑵　取扱い

ア　通学定期券の発売対象となる学生等は、指定学校に在籍して卒業を前提として就学する学生等(以下「正規生」という)とする。

イ　正規生以外の学生等(以下「非正規生」という)については、科目等履修生、研究生、研修生、専攻生、聴講生等その名称にかかわらず通学定期券を発売しない。

ウ　留学生に対する通学定期券発売については、留学生という名称で判断するのではなく、その学生等が正規生か否かにより判断する。

11．削除

第33条　削除

第34条　削除